

日 刊

新東京

No. 4267

2007年
4月5日内

日本郵政公社
労働組合
新東京支部
編集委員会

03-5690-2847
内線 4163

「キリマンジャロの雪」

【すばらしい世界旅行】タンザニア

中学生の時、読書感想文を書くという宿題が出た。本嫌いだった私は、ページが薄いという理由からヘミングウェイの『老人と海』を選択。それ以来、彼は数少ない私の好きな作家となつた。

数年前、キュー・バを訪れたのも、彼の作品がどのようなところで書かれたのかを知りたかったからである。キュー・バを訪ねた心の片隅には、ヘミングウェイの足跡を辿るかのように、アフリカ最高峰キリマンジャロ登頂という旅のシナリオが出来つつあつた。

キリマンジャロ登山の基地となつてあるマラング村でガイドとボーターを5日間チャーターする。国立公園としての入山料など、費用を合計するとかなりの金額になる。

1泊目のマンダラハットは標

高2700m。まだまだジャングルの中での野生の動植物との出会いが楽しめる。

2泊目は標高3700mのホロンボハット。すでに富士山と同じ位の標高にいる。ここから眺めるキリマンジャロ山頂は、見るか遠く高く、すでに始めた高山病による頭痛も、登頂への自信を揺らがせた。

3泊目は、最終4700mのキボハット。すでに一般の人間が順応できる高度をはるかに超えている。ガイドがくれた薬が良く効くのか、頭痛は嘘のように治まっている。ここまで、高山病による頭痛を除けば、ハイキング気分で来ることが出来る。

mを超える頃からが最大の難所。いくら休憩を取つても呼吸は荒く、空気の薄さを身に染みて感じる。真っ暗な急斜面をガイドに付いてひたすら登つていく。山影以外に広がる無数の星に励まされながら…。

意識も少し遠のく頃、標高5690mのクレーターハイ・ギルマンズ・ポイントに到達。これから、はるか眼下に広がる雲海からの日の出を見ることができる。あとは、クレーターハイ・ギルマンズ・ポイントに到達。この線をアップダウンしながら5895mのキリマンジャロ最高点であるウフル・ピークへ。クレーターハイ・ギルマンズ・ポイントに到達。足下に広がるキリマンジャロの雪を踏みしめての雄大な山歩きでした。頂上手前でガイドが温かいお茶を入れてくれ、最後の休憩。

雪の上で飲むお茶は、これまでの疲れを忘れさせてくれるのに充分な一杯でした。すでにここで涙が溢れ出ています。

7時15分、ガイドと抱き合ひ感激の大泣きをしたのは、アフリカ大陸ではこれ以上高い所のないキリマンジャロ山頂ウフル・ピーク。大人になつて人前で涙を流し大泣きし、歓喜の大聲を出すのは、初めてと言つても過言ではない。これだけの達成感で感激できるのは、長い人生でも数える程度しかないことでしょう。

4700mで待つボーター達が、祝福の握手で出迎えてくれました。軽い食事も、あまりの疲労に喉を通らず、少し仮眠。目が覚めると、眼圧の急激な

変化で視覚障害を起こしてました。登頂その日のうちに3700mの小屋まで下山。視覚障害はなくなつたものの、幻覚を見ることほど疲れ切つていきました。

旅の途中、タンザニアからケニアに入り、マサイ族を訪ねる。ケニアのサバンナからもキリマンジャロの雄大な姿を望むことが出来る。マサイの人々にキリマンジャロをどう思うか質問してみた。彼らは口を揃えて、大切な水の恵を与えてくれる山だから好きだと答えた。

観光で来た私が、夢だ、感激だ、と登った山は、厳しいアフリカの大地で生きる人々には、生活の一部でしかないものである。ここアフリカで生きることの大変さを教えられた一言だった。

コンプライアンスを考える

最近よく耳にする「コンプライアンス」という言葉。「法令遵守」と訳され、コーポレートガバナンス（企業統治）と言われる基本原理の一つらしい。

ある老舗菓子メーカーがショーケースに期限切れの牛乳、卵を使用していたことが発覚した。自治体の立ち入り検査が入ると、消費期限の偽表示、細菌検査の基準超過等そのずさんな品質管理が次々と明らかになった。さらに社内調査で事実を把握していたにも拘わらず、マスコミに発覚されるまで公表を避けていたことも問題になった。この不祥事によって経営は悪化し、経営トップが辞任に追い込まれた。

このような企業によるコンプライアンス違反事件は後を絶たない。

電力会社12社が過去におけるトラブル事故を含め隠蔽・改ざんしていた事実が最近になって明るみに出た。この他にも、テレビ番組の制作プロダクションが起こした、やらせ・捏造事件もある。複数の保険会社の起こした保険金不払い事件、耐震強度の偽装事件に自動車会社のリコール隠し・・・、とあげたら枚挙にいとまがない。

コンプライアンス違反とは、すなわち企業犯罪のことだ。企業内部の不正行為は、社会的信頼を失墜させ、社会的地位を失うと同時に企業の存続をも脅かすものになることを我々は自覚しなくてはならない。

我が郵政公社もコンプライアンスを「経営上の最重要事項の一つ」と位置づけて取り組んでいる。であるなら、例えばサービス残業などはあってはならないし、料金の適正収納、とりわけ郵便物の引受の際には、適正な検査がなされていなくてはならない。コンプライアンスを確実に遂行するには、職員一人ひとりの自覚はもちろんのこと、適正な要員の確保が重要だと言うことを重ねて論じておきたい。

忍び寄る 共謀罪 自民が修正案

法務省が2004年に共謀罪法案を国会に提出して3年になる。

2005年の衆院解散で一度は廃案となったものの、同年の特別国会で再提出され衆院で継続審議となっている。選挙への影響を懸念をしてか、今国会での審議入りをためらっているが、安倍首相はどうしてもこの法案を通したいらしい。二月に「条約刑法検討に関する小委員会」において修正案を発表した。その修正案の中身とは、まずはその名称だ。

「共謀罪」ではよほど国民に反感を買うと思ったのか、「組織的な犯罪の共謀罪」から「テロ等謀議罪」に変更した。犯罪の対象数も619から150ほどの犯罪に絞り込んだ。名を変えようと数を減らそうと中身が変わるものではない。1999年に「盗聴法」が成立した時、世論の猛烈な反発があって政府はその名称を「通信傍受法」と換えたことがあった。そもそも共謀罪法案の根拠となっているのは、2000年に国連総会において採択された「国際組織犯罪防止条約」の批准のためだ。

マフィア等の麻薬組織やテロ組織に対し、国内法を整備する必要があるとしたが、未批准のままになっていたのを2004年に共謀罪法案として国会に提出したことは先に述べたとおりだ。「テロ等」とあたまにテロを被せれば聞こえはいいが、問題は「等」のほうだ。対象は犯罪組織だけとは限らない。法案の中身が曖昧なためいくらでも拡大解釈ができる、一般人を罪に陥れることのできる危険な法案といえる。この法案でやろうと思えば団体交渉つぶしもできるし、スローガンの落書きだけで重罪人として逮捕も可能だ。おとり捜査や密告の奨励で情報を収集し、対象者に実行行為がなくても処罰できる。冤罪事件も増えるに違いない。

「国際組織犯罪防止条約」の批准のための立法であるなら、対象を越境的な犯罪集団に限定すべきだろう。日弁連などは、「国際組織犯罪防止条約」の批准は現行法で十分に可能だという。

政府の本音は国際協調にたった国内法整備ではなく、国民を対象にした治安立法を作りたいのではないか。

この法案を潰すのに必要なのは我々の「声」である。

日 刊	新東京	No. 4269	2007年4月9日(月)
日本郵政公社労働組合 新東京支部 編集委員会			
	03-5690-2847	内線 4163	

能登半島地震における カンパの取り組みについて

スタートアップ2007 緊急取り組み

世界な異常気象や地震・津波災害などが相次いでいます。

3月25日に発生した能登半島沖地震では、輪島市や能登町・原発のある志賀町などで建物が倒壊して被災者も多く出ました。

また、JPU組合員の自宅が全壊したり半壊したりして被害が出ています。

JPU東京では被災者支援として「緊急カンパ」を取り組むこととしました。

新東京支部組合員皆様の力強いご支援・ご協力を
お願いします。

取り組み期間：4月末まで



日 刊	新東京	NO. 4271	2007年4月11日(水)
日本郵政公社労働組合 新東京支部 編集委員会			
	03-5690-2847	内線 4163	

日本郵政株式会社
代表取締役 西川善文殿

日本郵政公社労働組合
中央執行委員長 萩田義憲

民営・分社化における人事制度・労働条件等に関する要求書

本年10月の民営・分社化にあたっては、歴史的な改革を成功させ、お客様の期待に応えるためにも、職員・組合員が意欲と希望をもって民営化を迎える環境整備が急務である。

今般、示された人事制度・労働条件等については、民営・分社化に伴う変化の中で日々のサービス提供に奮闘している職員・組合員に直結する課題であり、こうしたフロンティアイン職員の不安を解消し、民営・分社化に向けたモチベーションの向上は極めて重要と考える。

したがって、下記のとおり各項目に対する要求を提出するので、労使交渉の円滑な促進と日本郵政株式会社の誠意ある回答を求めるものである。

一記一

【基本要求】

1、民営・分社化にあたっての人事制度・労働条件等については、郵政民営化法、国会審議、国会答弁、国会附帯決議等を十分尊重すること。

2、労使関係については、この間の事業経営に対する労働組合の役割・責任を尊重し、民営・分社化にあたり、より高次の労使関係を構築すること。

裏面に続く

表面より

3. 民営・分社化にあたり、安定した雇用確保を前提に、労働組合との雇用安定協定を締結すること。

4. 主要な労働協約（基本賃金、基本的な労働時間、休暇、休職、出向・転籍、再雇用、退職金、懲戒処分等）は、グループ内で統一した労働協約を締結すること。

5. 労働組合と日本郵政株式会社との間で、グループ各会社CEOをメンバーとする「グループ経営協議会」を設けること。また、「グループ経営協議会」は、グループ全体の経営戦略・方針について労使の議論が、経営に反映されるよう責任あるものとすること。

6. 労働組合と各会社との間で「経営協議会」を設けること。また、地方本部・支部段階においても「経営協議会」を設けること。

7. 民営・分社化に向けた移行計画の全体像を早期に明らかにすること。

緊急取り組み 能登半島地震における 緊急カンパの取り組みについて

JPU東京では仲間の支援として「緊急カンパ」を取り組むこととしました。

このカンパについては北陸地本を通して組合員に渡るようにしますので、新東京支部組合員皆様の力強いご支援をお願いします。

取り組み期限 4月末まで

日

新東京

刊

NO 4272

2007年4月12日(木)

日本郵政公社労働組合 新東京支部 編集委員会

03-5690-2847

内線 4163

民営・分社化における人事制度・ 労働条件等に関する要求書(その2)

【人事関係】

8. 各会社の組織形態を早急に明らかにし、フロントラインにおける管理者及び役職者配置体制を示すこと。
9. 各会社における社員区分設定の考え方について明らかにするとともに、契約社員・キャリアスタッフ等の位置づけについては、グループ内で統一すること。
10. 非正規社員の待遇については、パートタイム労働法・パートタイム労働指針に基づき確定すること。特に、均等待遇についての配慮、契約期間についての配慮、正規労働者への応募機会の付与等について適切な制度設計をおこなうこと。
11. 各会社の経営戦略に直結した労働力管理・労働力政策（理想的な人材ポートフォリオ）については、団体交渉事項とすること。
12. 各会社における中途採用の方法等について考え方を示すとともに、非正規社員から正規社員への登用人事との整合性をはかること。
13. 郵政短時間職員制度については、8時間勤務を希望する短時間社員からの正規社員への登用の道筋を構築するとともに、引き続き現行制度を希望する短時間社員が存在する限り制度を存続すること。
14. 会社内的人事交流については、本人の適性、業務上の必要性、家庭の事情、経験、本人の希望、健康、通勤時間、住宅等を総合的に勘案し実施すること。
15. 各会社が出向をおこなうにあたっては、出向先・出向目的・出向規模・出向期間等について事前に労働組合との間で協議をおこなうこと。

裏面に続く

表面からの続き

16. 出向にあたっては、公募方式を採用するとともに、出向希望の意向把握、本人の適性、家庭の事情等を勘案し、おこなう旨を明記すること。
17. 出向期間については、一定の期間を上限とすること。
18. 定年前退職者に対する再雇用制度を構築すること。また、新たに創設する高齢再雇用制度については、高年齢者雇用安定法に基づく制度である主旨を踏まえ選考制度を構築すること。その際の選考基準については労働組合と協議の上、決定すること。
19. 職員の勤務成績不良等による降職については、その考え方について労働組合と協議の上、決定すること。
20. 「経営上の必要性による事由」による解雇にあたっては、事前の労使交渉を前提とすること。
21. 非正規社員の解雇事由については、フロントラインにおける無用なトラブル回避の観点から、労働組合との協議の上、決定すること。
22. 兼業を制限する規定の考え方を社員区分に応じて明らかにするとともに、非正規社員の兼業について認めること。
23. 政治活動に対する制限はおこなわないこと。
24. 人事評価制度における評価項目等について早急に示すこと。
25. 永年勤続表彰者に対する「リフレッシュ休暇」の新設をおこなうこと。

また後日、第3弾記載予定！

日 刊	新東京	No. 4793	2007年4月13日(金)
日本郵政公社労働組合 新東京支部 編集委員会			
	03-5690-2847	内線 4163	

非常勤職員の交通費引き上げ図る!!

=上限2600円／日=

JPUが強く求めてきた非常勤職員の処遇改善の一つとして、通勤費の改正提案が公社からあり、これを了承しましたのでお知らせ致します。

改正内容は、現行、勤務一回あたりの支給限度額1500円を2600円（1100円UP）に引き上げる。

額設定にあたっては、均等待遇の視点から、本務者の通勤手当限度額5500円／月を21日で除した金額とさせたところです。

この間、非常勤職員の処遇改善にむけては、07春季生活闘争やマンパワー確保策を通じ、公社に強く求めてきているが、その一環として、今回の提案に至ったものである。引き続き、非常勤職員全体の処遇改善にむけ、取り組みを強化していく。

<実施日>平成19年4月1日

現行	改正	引上額
15,00円	2,600円	1,100円

4274

日 刊	新東京	NO 4774 2007年4月16日(月)
日本郵政公社労働組合 新東京支部 編集委員会		
	03-5690-2847	内線 4163

民営化・分社化における人事制度 労働条件等に関する要求書(その3)

【労働条件】

26. 郵便局会社において、担当業務が「郵便」に専担配置される場合は、現行の調整額を維持すること。
27. 労働基準法が週40時間制に改正されたことにより、週休二日制が社会的趨勢(すうせい)となっていることから、旧時間短縮制度の名残である非番日を週休日とすること。
28. 郵便局会社における「窓口調整額」統合に関する経過措置は、任務の指定が均等となるまで継続すること。
29. 郵便貯金地域センター職員から、郵便局会社・ゆうちょ銀行に配属される社員の業務内容を明確にした上で、一般職群俸給表適用と企画職群俸給表適用の違いが生じる考え方を明らかにすること。
30. キャリアスタッフの月給制に適用する俸給表の考え方、および定期昇給の考え方を明らかにすること。
31. 契約社員・パート社員・アルバイトの基本給(地域別基準額+職務加算額)については、地域により雇用環境に差異があることから、決定権限をフロントラインに委譲すること。
32. キャリアスタッフにのみ支給される「退職慰労金」の考え方、および一般契約社員の8時間勤務者へ支給される退職慰労金見合いの臨時手当について、その加算率の考え方を明らかにすること。
33. 非正規社員についても、「計画年休制度」「年休の時間単位の付与制度」を設けること。
34. 育児休業については、非正規社員についても子が3歳に達する日まで認めること。

また後日、第4弾記載予定

日 刊	新東京	4275 No 4721	2007年4月17日(火)
日本郵政公社労働組合 新東京支部 編集委員会			
	03-5690-2847	内線 4163	

民営・分社化における人事制度・ 労働条件等に関する要求書（その4）

[労働組合関係]

35. 団体交渉の手続きについて、各会社とも現行制度と同様としているが、会社組織も未確定であることから早急に詳細を示すこと。
36. コミュニケーションルールは、民営・分社化に相応しいものにすること。
37. 団体交渉の対象外事項としている個別的人事権の行使については、最小限に留めることとし、その内容を具体的に示すこと。
38. 新たに労働協約の締結をする事項について明確にすること。
39. 非組合員の範囲については労使自治に基づき決定し、超過勤務手当支給対象者を組合員の範囲とすること。
40. 組合休暇については現行制度と同様としているが、いわゆる「13日組休」の制限は撤廃すること。
41. 専従休職者の復帰時は、評価の反映等不利益とならないよう考慮すること。
42. 組合専従休職期間を勤続年数に通算すること。
43. 苦情処理制度については、各会社組織との関係について明確にすること。
44. 苦情処理制度については、形式機能から解決機能重視とするため、公社時代における人事制度改革においても主張した「第三者機関」を用いた公正な仕組みを構築すること。
45. 争議中においても労働組合が通常利用する施設および福利厚生施設の利用は認めること。
46. 三六協定及び二四協定について、締結期間は4月～3月までの1年間とすること。
47. ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険会社の直営店の三六交渉・二四交渉については、事業ごとに締結をおこなうこと。

[福利厚生・安全衛生関係]

48. 社宅の定年制を見直すこと。
49. 社員の持ち家取得を推進するために、福利厚生施策としてグループ全体としての持ち家促進制度を導入すること。
50. キャリアスタッフ・契約社員等を含め社宅の貸与対象を拡大すること。
51. 健康管理センターおよび健康管理室のあり方にさいて考え方を明らかにすること。
52. 安全衛生管理体制の確立に向けた各会社の考え方を明らかにすること。
53. 「従業員持株会」については、グループ各会社の社員ができるだけ公平感を持てるよう運営すること。

日

新東京

刊

NO 4 2 7 6

2007年 4月18日(水)

日本郵政公社労働組合 新東京支部 編集委員会

03-5690-2847

内線 4163

『東京中央・大阪中央郵便局』 郵便機能の移転

公社郵便事業本部は4月2日に、東京中央・大阪中央郵便局の郵便機能の移転について、次のとおり説明してきました。

土地・建物は、民営・分社化後に郵便局会社の帰属となる予定であり、同社において両中央郵便局の土地を高度利用する計画が検討されていることなどから、両中央郵便局の移転を行うとしています。

移転内容は・・・窓口機能（大口窓口を除く）を除く郵便機能を移転する。

移転先は・・・

東京中央郵便局は、『銀座郵便局』

大阪中央郵便局は、『旧大阪小包局』

移転時期は・・・2008年3月以降

東京中央郵便局の局舎施設関係面積等について
単位:m²

東京中央郵便局		銀 座	
敷地面積	11,780	12,684	
		現局舎	新局舎
局舎面積	42,671	27,124	35,526
建物構造	SRC5 B1	SRC6 B1	CFT7 B3
局間距離	2 . 6 km		

日

新東京

刊

NO4278

2007年4月20日(金)

日本郵政公社労働組合 新東京支部 編集委員会

03-5690-2847

内線 4163

2007中部連絡会 野球大会開催決定!!

松坂大輔のレッドソックス入りでますます注目度の増したメジャーリーグ。松井・イチローなどとの日本人対決に日本中が熱狂しています。日本人選手も数多く渡米し、話題に事欠きません。日本プロ野球も開幕し、昨年日本一に輝いた日本ハムの連覇なるか、セ・リーグを制するのはどのチームか?各選手の活躍が期待されます。

2007中部連絡会野球大会が下記のとおり開催されます。昨年惜しくも1回戦で敗れた「東京パーセル」のリベンジなるか。みなさんのご声援をお願いします。夢の島へレッツゴー!!

記

日 時	5月15日(火) 1回戦
	5月22日(火) 準決勝・決勝
	5月29日(火) 予備日
第一試合	9:30~
第二試合	11:30~
場 所	夢の島グランド

お知らせ

安全衛生委員会等でこの間、要請してきた医務室の診療の件ですが、6月中旬からの診療再開になるそうです。

詳細についてはわかり次第、日刊紙等でお知らせしていきたいと思います。

日 刊

新東京

No. 4279

2007年
4月23(月)

日本郵政公社
労働組合
新東京支部
編集委員会

03-5690-2847
内線 4163

る良い機会と、不肖ながら子供たち（小3と年長組）も参加させました。

中国ではソメイヨシノは育ちにくい気候なので、山桜の一種を植えてあります。以前

北京郵政工会交流団に参加しました スタートアップ2007

少々遅くなりましたが、四
月五日（木）から九日（月）
の五日間、JPU東京ふれあ
いフェスタ、中華人民共和国
(以下中国) 北京郵政工会交
流団の一員として北京市・西
安市へ行きましたので、「報
告致します。

二〇〇二年、中国北京市郵
便局にて、北京市郵政工会
の交流団は春休みと重なつて
いたこともあって見識を広め
受けました。この場を借りて
当たる組織）皆さんの歓待を

今回は花の盛りは少し過ぎて
いましたが、綺麗に咲いてい
ました。団長以下、植樹の手
に入れをし、北京市郵政工会の
幹部の方々の歓待を受けまし
た。また、北京市観光では、
北京市总工会（日本の連合に

の桜の咲き誇っている姿を見
ようということで、今回の交
流団結成となりました。今回
の交流団は春休みと重なつて
いたこともあって見識を広め
受けました。この場を借りて
当たる組織）皆さんの歓待を

御礼申し上げます。

桜の交流会の後は、北京市内は天壇公園・天安門広場・故宮博物館・万里の長城・胡同（北京の下町）などを観光しました。が、来年二〇〇八年開催の北京五輪に向けて改修・新築・増築中の場所が多く、至る所で工事中だったのが残念でした。そんな中、胡同は昔ながらの平屋風のレンガ建ての街並みを残そうと市民が活動しており、築四百年！というレンガ造りの建物を大事に改修しながら住む人々を見て、中国も開発一辺倒ではないのだな、と見直しました。

その後、西安市に移動し、かの話題の秦朝の兵馬俑や、唐の楊貴妃が入ったという華清池（温泉）、西遊記の三蔵法師が在留した大慈恩寺大雁塔などを観光しました。兵馬俑は現在も発掘中のため、一部公開といったところで中途半端な気はしましたが、それでもあれだけ大量の土偶？を製作し埋めるスケールの大きさは計り知れないものを感じました。

(J)

元気 IN 花やしき フェスタ

日 時： 5月12日(土) 18:30開場

※雨天の場合は5月25日(金)に順延

会 場：『浅草 花やしき』

参加費： 幼児無料 子供(小学生)500円 大人(中学生以上)1000円

※申込み締め切り5月1日(火)

新東京

N04280

2007年
4月24日(火)日本郵政公社
労働組合
新東京支部
編集委員会03-5690-2847
内線 4163

ばらついているの？

と周知された。

最近「バラツキ是正」という事が言わされている。曜日別、勤務帯別の稼働要員がはじき出されて、本務者、ゆうメイトさんも含めて稼働要員が多い？時は自分の課の仕事をしないで、他課、他部の応援に拿出事になつていて、その名を「機動班」というらしい。

その前振りとして「休みを希望する人は指定表が出る前に計算表がでてからの年休について副課長の判断となります」

極論になるかもしれないが、指定表が出てから年休は認められないと言うことになる。年休は、理由によつて認める認めないという事なのか。それはおかしい。さて、バラツキ是正といふことで職場はどうなつていて見えてみたい。

「要員が一名多いということは、自課の仕事をしてはいけないと言われた。そのため、一日中現場の掃除をしていた。ちなみに、区分機のシートは滞貨ランプがビービーなつていて

た
「他課に応援にいつたが、現場では書留が多くて処理が遅くなつた」「応援に行つた課は殆ど仕事が終わつていて必要なと言われた」「結束に追われているのに機動班のゆうメイトさんがフラッグを作成している」

員が十一ゼロなのでダメだと言われた。それなのに、当日は他課の応援に行かされた」等々。この現実を踏まえてバラツキ是正とは何なのか、どなたか納得のいく説明をお願いします。

(投稿)



現場

日 刊	新東京	NO 4282	2007年4月26日(木)
日本郵政公社労働組合 新東京支部 編集委員会			
		03-5690-2847	内線 4163

配達記録郵便物処理方法の一部改正

公社郵便事業総本部は、配達記録郵便物処理方法の一部改正について次のとおり説明してきた。

それによると、配達記録郵便物のコスト削減のため、作業の一部を改正し、輸送容器の封かんの省略及び大口引受時の押印省略を行うとしている。

輸送容器の封かんについては、配達記録が納入された郵便局間の輸送容器（ケース、郵袋）において、従来行っていた有証ケースカバー・封かんを省略させるとし、ただし、セキュリティについては現状と同等レベルを確保するため、必要に応じてロールパレットを網で覆う。

また、書留と合納された輸送容器は対象外（封かんを省略しない）とした。

大口引受時の押印省略については、お客様にお渡しする書留受領書全てに押印処理していたが、表紙のみ押印する取扱いを追加したとしている。

対象局について、輸送容器の封かんの省略は関東支社、東京支社及び南関東支社管内で相互に発着する運送便（船便等を除く）とし、大口引受時の押印省略は関東支社、東京支社及び南関東支社管内の郵便局とするとしている。

実施月日については、2007（平成19）年6月1日（金）としている。スケジュールについては、実施日前日の平成19年5月31日まで関係職員の業務研修を実施し、ロールパレット用網の調達及び配備を行うとしている。さらに、2008（平成20）年2月頃に全国展開に向けた検討を行いたいとしている。

本部は大量の引受に効果が期待できる施策と判断できること、本施策による要員削減等の考えがないことを確認できたことから了としたところです。